

京都市告示第 91 号

児童福祉法第 24 条の 3 第 2 項の規定により、指定障害児相談支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

平成 31 年 4 月 15 日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
合同会社みち総合福祉研究所	障害児相談支援事業	みち相談支援事業所 2670300066	京都市南区東九条東 岩本町18番地2グラ ンヴィア八条口106	平成31年4月8日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)